

## 卷末資料

---

## 巻末資料

### 資料Ⅰ 策定経過

年月日	実施内容
令和4年(2022年)9月15日	第1回 庁内検討会議
令和4年(2022年)10月7日	第1回 つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会 ● バリアフリーマスタープランについて ● 市民アンケートについて ● 関係団体へのヒアリングについて
令和4年(2022年)11月2日	関係団体ヒアリング調査(～12月13日)
令和4年(2022年)11月10日	市民アンケート調査(～12月9日)
令和4年(2022年)12月7日	第2回 庁内検討会議
令和5年(2023年)1月13日	第2回 つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会 ● 市民アンケートの結果について ● 関係団体へのヒアリング調査の結果について ● まち歩き点検について
令和5年(2023年)1月27日	まち歩き点検(～2月24日)
令和5年(2023年)6月16日	第3回 庁内検討会議
令和5年(2023年)7月13日	第3回 つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会 ● まち歩き点検の結果について ● バリアフリーに関する課題について ● 基本理念・基本方針について ● 移動等円滑化促進地区について
令和5年(2023年)9月25日	第4回 庁内検討会議

第1章

第2章

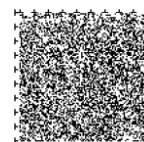
第3章

第4章

第5章

第6章

巻末資料



令和5年(2023年)10月12日	第4回 つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会 ● 関連施策について ● 移動等円滑化促進地区について ● 心のバリアフリーについて ● 届出制度について
令和5年(2023年)11月27日	第5回 つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会 ● 評価等の方針について ● バリアフリーマスタープラン(素案)について ● パブリックコメント制度の活用について
令和6年(2024年)1月5日	パブリックコメント(～2月5日)
令和6年(2024年)2月9日	第5回 庁内検討会議(電子会議:～2月14日)
令和6年(2024年)2月26日	第6回 つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会 ● パブリックコメントへの対応について ● バリアフリーマスタープラン(案)について ● 令和6年度のスケジュールについて

## 資料2 開催要項

### つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会開催要項

(開催)

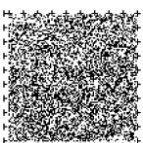
第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第24条の2に規定する移動等円滑化促進方針(以下「バリアフリーマスタープラン」という。)の策定に関する協議を行うため、同法第24条の4に規定する協議会として、つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会(以下「協議会」という。)を開催する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) バリアフリーマスタープランの策定に関すること。
- (2) その他バリアフリーマスタープランの策定に必要な事項に関すること。

(委員)



このマークは音声コード  
「Uni-Voice」です。

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) つくば市
- (2) 学識経験者
- (3) 施設設置管理者
- (4) 公共交通事業者
- (5) 関係行政機関
- (6) 障害者等の関係団体
- (7) 市民委員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者  
(開催期間)

第4条 協議会は、バリアフリーマスタープランの策定まで開催する。  
(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長がその議長となる。

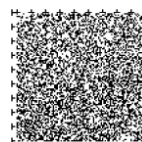
- 2 第3条第1号から第6号に規定する委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する者が代理として出席できるものとする。  
(庶務)

第7条 協議会の庶務は、政策イノベーション部企画経営課において処理する。  
(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

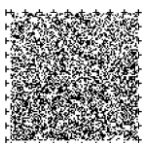
この要項は、令和4年8月1日から施行する。



### 資料3 組織構成

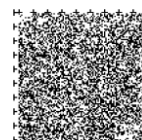
#### 【つくば市バリアフリーマスタープラン策定協議会委員】

No.	団体・組織名	職名	氏名	備考
1	筑波大学	システム情報系 教授	おかもと なおひさ 岡本 直久	会長
2	国土技術政策総合研 究所	都市施設研究室 室長	しんかい ひろやす 新階 寛恭	副会長
3	筑波技術大学	産業技術学部 准教授	うめもと まいこ 梅本 舞子	副会長
4	首都圏新都市鉄道株 式会社	経営企画部推進 役 兼沿線事業 課 課長	えびさわ たかし 海老澤 貴史	令和4年度
			おおぬき やすたか 大貫 康隆	令和5年度
5	関東鉄道株式会社	自動車部 部長	みやの ゆうじ 宮野 裕司	令和4年度
			しらとり さとし 白鳥 賢	令和5年度
6	筑波学園タクシー協 同組合	事務局長	すずき まこと 鈴木 誠	
7	一般財団法人つくば 都市交通センター	理事	おおはら おさむ 大原 治	
8	国土交通省関東運輸 局茨城運輸支局	首席運輸企画専 門官	くにした ゆうじ 國下 裕司	
9	茨城県つくば警察署	交通課 課長	ひらね えいいち 平根 英一	令和4年度
			まえだ しょうたろう 前田 正太郎	令和5年度
10	茨城県土木部都市局 都市計画課	課長	はすみ のぶゆき 荷見 信之	
11	茨城県土木部土浦土 木事務所	所長	おおいし なおと 大石 直人	令和4年度
			おおもり みつる 大森 満	令和5年度
12	つくば市福祉団体等 連絡協議会	会長	ごとう まき 後藤 真紀	つくば市手 をつなぐ育 成会
13	つくば市福祉団体等 連絡協議会	構成団体代表	なまい ゆうすけ 生井 祐介	つくば自立 生活センタ ーほにやら



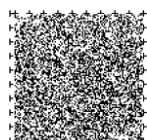
このマークは音声コード  
「Uni-Voice」です。

14	つくば市福祉団体等 連絡協議会	構成団体代表	つかもと たけし 塚本 武志	つくば精神 保健福祉会 やすらぎの 会
15	つくば市障害者自立 支援協議会	座長	さいとう ひでゆき 斉藤 秀之	
16	市民委員		ふじい みちこ 藤井 道子	
17	市民委員		おかだ かつじ 岡田 克司	
18	市民委員		きむら きょうこ 木村 京子	
19	市民委員		ぬまじり あや 沼尻 彩	
20	つくば市	政策イノベーション部 部長	ふじみつ ちか 藤光 智香	
21	つくば市	福祉部 部長	あんそ さだお 安曾 貞夫	令和4年度
			ねもと さちよ 根本 祥代	令和5年度
22	つくば市	都市計画部 部長	おおさと かずや 大里 和也	
23	つくば市	建設部 部長	とみた つよし 富田 剛	



【つくば市バリアフリーマスタープラン庁内検討会議構成部署】



部局	課室	備考
財務部	公共施設マネジメント推進室	
市民部	文化芸術課	
	地域支援課	
福祉部	障害福祉課	
	障害者地域支援室	
	高齢福祉課	
こども部	こども政策課	
都市計画部	都市計画課	
	学園地区市街地振興課	
	建築指導課	
	総合交通政策課	
建設部	道路計画課	
	道路管理課	
	公園・施設課	
	公共施設整備課	
教育局	学び推進課	
政策イノベーション部	企画経営課	事務局



このマークは音声コード  
「Uni-Voice」です。

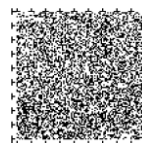
## 用語集

### あ行


IC (アイシー) リーダー	IC チップを内蔵したカードを読み取る装置のこと。電子マネーや交通系 IC カードを読み取ることで、記録された電子情報を利用できる。	
移動等円滑化	高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。	
移動等円滑化促進地区	生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区。高齢者、障害者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況、これらの将来の方向性の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化の促進が特に必要な地区。	
インクルーシブデザイン	能力、言語、文化、性別、年齢、その他の人間の違いに関して多様性を考慮したデザインのことであり、検討段階から、高齢者や障害者、子育て家庭など多様な関係者の考えを具体的な形にするためのイギリス発祥のデザイン手法。	
エスコートゾーン	横断歩道の中央部に敷設された点字ブロックに似た点状の突起によるラインで、これを辿って歩行することにより、視覚障害者が横断歩道から外れることなく道路を渡れるように配慮された設備。	

### か行

居住誘導区域	都市再生を図るため、居住を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域。
--------	---

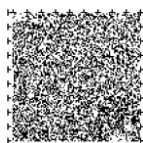





グレーチング	側溝などの上にかぶせてある蓋のこと。水だけを透過させ、その上の人や物の落下を防ぐ一方で、ベビーカーや車いす等の細いタイヤが通過する際や、ハイヒールによる歩行時において、溝にはまることによる転倒を引き起こすこともある。	
交通バリアフリー法	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律。移動円滑化基準への適合が義務づけられ、市町村が、駅とその周辺の道路、信号機などを一体的にバリアフリー化するための仕組み（基本構想制度）が設けられた。	
合理的配慮	障害者から何らかの配慮や対応を求められた際に、過度な負担にならない範囲で、社会的障壁（物理的なバリア、制度的なバリア、文化情報面のバリア、意識上のバリアの4つのバリアがあるとされる）を取り除くために必要な対応を行うこと。	
心のバリアフリー	高齢者や障害者などの多様な人々が安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、差別や偏見、無理解等による意識上のバリアをなくすことや、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。	

## さ行


サイン	標識や案内などの表示物のことであり、人が行動するために必要な情報を伝え、分かりやすく案内するための情報を具体的な形で表したもの。	
市街化区域	都市計画法に基づき指定される都市計画区域における区域区分のひとつ。既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。	



このマークは音声コード  
「Uni-Voice」です。

スパイラルアップ	PDCA (Plan (計画) →Do (実行) →Check (確認) →Act (改善)) サイクルによる改善を繰り返しながら、らせんを描くように向上させていくもの。
スロープ	車いすやベビーカー、幼児や高齢者などが、通路などの床の高低差を通りやすいように、緩やかな勾配で整備した傾斜路。 
生活関連経路	移動等円滑化促進地区内において、生活関連施設をつなぐ相互間の経路。多くの人が利用し、複数方向からのアクセス動線が確保されることが望ましいとされている。
生活関連施設	高齢者や障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他生活に必要な施設。
ソフト面	物事において、直接目には見えない、人の働きが関わっている要素を意味する。例として、その物事に関わる人材やその教育、業務に対する意欲、共有されている情報など。

## た行

DID (ディーアイディー) 地区	人口集中地区。原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の国勢調査地区が隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地区。
デマンド型交通	利用者の予約に応じて、運行経路や運行スケジュールをあわせて運行する地域公共交通のこと。
点字ブロック	視覚障害者が足裏の触感覚や白杖で認識できるよう、突起を表面につけたブロック (プレート) のことで、視覚障害者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されている。正式名称は「視覚障害者誘導用ブロック」という。 
都市機能誘導区域	都市再生を図るため、医療施設、福祉施設、商業施設などの都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域。



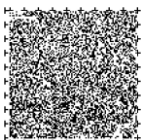
## な行

ノーマライゼーション	<p>社会福祉をめぐる社会理念の一つで、障害者も健常者と同様の生活が出来る様に支援するべきという考え方。また、そこから発展して、障害者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方や、それに向けた運動や施策なども含まれる。</p>
ノンステップバス	<p>出入口の段差を無くして乗降性を高めた低床バスの呼称。国土交通省が認定する標準仕様に基づいて設計されているバスをいう。</p>



## は行


ハード面	<p>施設や設備、機器、道具といった形ある要素を意味する。例として、段差の解消、スロープの設置、点字ブロックの設置、案内板の設置など。</p>
ハートビル法	<p>高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律。デパートやスーパーマーケット、ホテルなど、不特定多数の者が利用する建築物を特定建築物とし、その建築主は建物の出入口や階段、トイレなどに、高齢者や身体障害者等などが円滑に利用できるような措置を講じるように努めなければならないとした。</p>
バリアフリー	<p>高齢者や障害者等が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障害を取り除いた事物および状態。</p>

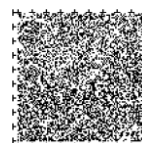


このマークは音声コード  
「Uni-Voice」です。

ハンプ	道路の一部を隆起させ、通過する車両に上下の振動を及ぼすことで運転者に減速を促す構造物の総称。機能や形状によって、スピードバンプやスピードクッションなどとも称される。	
PDCA（ピーディーシーエー）サイクル	業務管理における継続的な改善方法。Plan（計画）→Do（実行）→Check（確認）→Act（改善）の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法。	
ペDESTリアンデッキ	一般的に、建物と接続して作られた高架型の歩道であり、歩道としての機能と併せて広場としての機能も持つ。	

## ま行

マウントアップ	縁石の高さと歩道の高さが同じとなる歩道構造。歩行者の安全性を高めるとともに、雨水が歩道や住宅地に侵入することを防ぐ。（近年では、高齢者や障害者等の移動のしやすさを考慮し、歩道の高さが比較的低いセミフラット形式(歩道高さ 5cm 程度)にして段差を緩和し、十分な平坦性を確保した構造を採用している。）	
---------	---	--



## や行

### ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、始めからできるだけ多くの方が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境をデザインすること。ユニバーサルデザインのあるべき形として、①公平性（誰にでも公平に利用できること）、②自由度（使う上で自由度が高いこと）、③簡単（使い方が簡単ですぐわかること）、④明確（わかりやすい情報で理解しやすいこと）、⑤安全性（うっかりミスで、間違った使用をしても、出来る限り危険につながらないこと）、⑥持続性（無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること）、⑦空間性（誰にでも使える大きさ、広さがあること）の7原則が示されている。

### 優先スペース （駐車場）

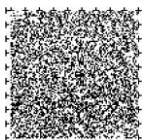
車の乗り降りや歩行が困難な方の利用を想定した駐車場。自治体によっては「思いやり駐車場」などの利用証を発券し、高齢者や妊婦なども遠慮せずに利用できるようにしている。



## ら行

### 立地適正化計画

持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープランであり、市町村が必要に応じて策定する計画。持続可能なまちづくりに向け、居住機能や医療、福祉、商業、公共交通等のさまざまな都市機能を誘導するもの。

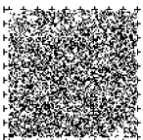


このマークは音声コード  
「Uni-Voice」です。

つくば市バリアフリーマスタープラン

令和6年(2024年)3月

発行 つくば市政策イノベーション部企画経営課  
〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1  
電話 029-883-1111 (代表) FAX 029-828-4708



このマークは音声コード  
「Uni-Voice」です。